

第三次滋賀県環境学習推進計画（仮称）の素案について

1. 環境学習の推進に係る経緯

- 平成 15 年 7 月 「環境の保全のための意欲の推進及び環境教育の推進に関する法律」制定
- 平成 16 年 3 月 議員提案により「滋賀県環境学習の推進に関する条例」制定
(全国初の環境学習に関する条例)
- 平成 16 年 10 月 「滋賀県環境学習推進計画」策定
- 平成 23 年 3 月 「滋賀県環境学習推進計画(第 2 次)」策定
- 平成 23 年 6 月 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に全面改正
(体験を重視したより実践的な人材育成を求める制度への改正)
- 平成 25 年 9 月 「滋賀県における今後の環境学習のあり方について」(環境審議会答申)
(「主体性を持った人育てにより、その先の社会づくりへ」との提案)
- 平成 26 年 10 月 「第四次滋賀県環境総合計画」策定
- 平成 26 年 10 月 「ESD に関するユネスコ国際会議」開催(愛知県名古屋市、岡山市)
※ESD = 持続可能な開発のための教育

2. 滋賀県環境学習推進計画(第 2 次)の改定

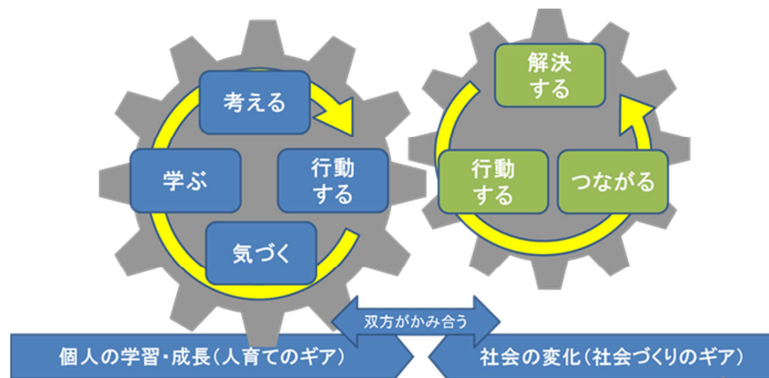
- 「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく「滋賀県環境学習推進計画」について、現行の第 2 次計画の計画期間が平成 27 年度までであるため、今年度中に「第三次滋賀県環境学習推進計画（仮称）」を策定予定
- なお、この計画は、国の「環境教育等促進法」が策定を推奨する、都道府県の行動計画としても位置付ける。

3. 滋賀県環境学習等推進協議会の設置

- 環境学習推進計画の改定に向け、平成 26 年 10 月に、環境学習に関わる多様な主体で構成する滋賀県環境学習等推進協議会を立ち上げ
- (1)協議会の所掌事項
- ・ 環境学習推進計画の改定にかかる協議、計画の進行管理参画、連絡調整
 - ・ 環境学習センターの企画運営への意見・提言・支援
- (2)これまでの開催状況
- 平成 26 年度：2 回の開催（10 月、2 月）
 - 平成 27 年度：3 回の開催（6 月、7 月、10 月）
- ・ 環境学習推進計画の改定について、環境学習に関わる各主体の抱える課題の整理から始まり、計画素案についての検討までを行った。

4. 第三次滋賀県環境学習推進計画（仮称）のポイント

- ①基本目標：「いのち」に共感して自ら行動できる人育てによる、持続可能な社会づくり
→環境人材育成に留まらず、各自の主体的な行動を促すとともに、更にはその先にある持続可能な社会づくりの実現までを基本目標とする。
- ②基本的な視点：「つなぐ・つなげる」で「つながる」環境学習
→自らの暮らしと環境課題をつなげて考えることに始まり、人と人、離れた世代、異なる課題など、様々なものが重層的に「つながる」ことにより環境学習を進める。
- ③人育てと社会づくりがつながる「ギアモデル」
環境学習の推進にあたり、人育てが進むことで、歯車がかみ合うように社会づくりが進む、「ギアモデル」の考え方を提唱

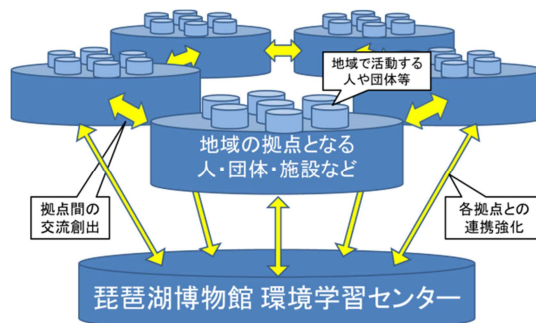


④重点的な取組：重点的に取り組む学習分野（4分野）

- | | |
|------------------|------------|
| 1 暮らしと琵琶湖のつながり再生 | 2 低炭素社会づくり |
| 3 生物多様性の保全 | 4 循環型社会づくり |

⑤重点的な取組：学習推進に向けた「つながり」の強化（2種類）

拠点間のつながり、学校等と地域のつながり



【拠点間のつながりイメージ】

5. 今後のスケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| 平成 27 年 11 月 17 日 | 滋賀県環境審議会環境企画部会に中間報告 |
| 平成 27 年 12 月～1 月 | パブリックコメント実施 |
| 平成 28 年 1 月下旬 | 滋賀県環境学習等推進協議会 開催（計画案について） |
| 平成 28 年 2 月上旬 | 滋賀県環境審議会環境企画部会に最終報告 |
| 平成 28 年 3 月 | 環境・農水常任委員会報告 |
| 平成 28 年 3 月 | 「第三次滋賀県環境学習推進計画（仮称）」策定 |